

## 令和 8 年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、コンソーシアムが行う林業・木材産業の抱える課題解決に資する取組に要する経費に対して、予算の範囲内で令和 8 年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、民間事業者等の自由な発想と活力を最大限に引き出し、林業躍進プロジェクトをより一層推進することで、林業・木材産業の成長産業化を図る。

(定義)

第 2 条 この要綱において「コンソーシアム」とは、企業（個人事業主を含む。）、団体、自治体その他知事が適当と認める者のうち、2 者以上により構成される組織をいう。

2 この要綱において「県内事業者」とは、愛媛県内に事務所又は事業所等を有する者をいう。

(事業内容等)

第 3 条 事業内容、補助対象経費及び補助率等については、別表 1 のとおりとする。

(補助金交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、次の各号の要件を満たすコンソーシアムとする。

- (1) 構成員の中で、補助金に関する全ての手続きを行い、交付の条件の遵守に責任を負う者（以下「代表事業者」という。）が選定されており、かつ、代表事業者が県内事業者であること。
- (2) 代表事業者、意思決定の方法、事業内容、役割分担、会計処理の方法、財産管理の方法その他必要事項等を明確にした管理及び運営に係る規約等が定められていること。
- (3) 構成員が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）その他の反社会的勢力に該当しない者であること。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき

(2) 補助金の増減をしようとするとき

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、令和8年12月31日現在における事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、令和9年1月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたり、第5条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付す

るものとする。

(補助金の概算払等)

第 14 条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、事業の完成前に出来形部分を使用したいときは、あらかじめ既成部分検査願（様式第 8 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により既成部分検査願の提出があったときは、これを審査し、実地審査を行った上、その結果を通知するものとする。なお、補助事業者が概算払の交付を受けようとする場合は、補助金の概算払額を決定し、併せて通知するものとする。

4 前項の規定により概算払額の決定通知を受けた補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による概算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(事業の着手)

第 15 条 事業の着手（機械等発注を含む。）は、原則として知事からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、事業の成果を早期に求める必要があることなど、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、交付決定前着手届（様式第 10 号）により知事に届け出なければならない。

(指導監督等)

第 16 条 知事は、補助事業の実施に関して、補助事業者に対して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

2 補助事業者は、補助事業の実施に関し、知事の指導監督を拒むことはできない。

(補助金交付決定の取り消し等)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命じることがある。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他この要綱及び実施要領に違反したとき。

(財産の譲渡等)

第 18 条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産の管理)

第 19 条 補助事業により、取得し、又は効用の増加をした財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する

る省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、財産管理台帳（様式第 11 号）及び関係書類を整備し、規則に定める処分制限期間保管するとともに、財産管理台帳を第 10 条の実績報告と合わせて提出すること。

（書類の経由）

第 20 条 この要綱により知事に提出する書類は、所管する地方局長を経由するものとする。ただし、県の区域を対象とする広域的な取組を行う団体等が事業実施主体となって実施する事業については、この限りではない。

（関係書類の整備及び保管）

第 21 条 補助事業者は、別表 2 の書類を整備し、検査時に検査員へ提示しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する書類のほか、この要綱により知事に提出した書類及び補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 17 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（この要綱の失効に伴う経過措置）

- 3 令和 9 年 3 月 31 日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においてもその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業内容	補助対象経費	補助率等
<p>担い手の待遇改善、生産性と収益性の確保、県産材の価値の向上など、林業・木材産業の課題解決に向けた取組</p>	<p>林業・木材産業の抱える課題解決に向けた取組に要する次の経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人件費 事業に直接従事する人員の作業時間に対応する人件費とする。</li> <li>② 旅費 事業を実施するために必要な出張等に係る経費とする。</li> <li>③ 報償費 事業を実施するために必要な外部の専門家や講師等に対して支払う謝金等</li> <li>④ 需用費 事業を実施するために必要な資材費、消耗品費、印刷製本費等の経費とする。</li> <li>⑤ 役務費 事業を実施するために必要な通信運搬費、手数料等の経費とする。</li> <li>⑥ 委託料 事業を実施するために必要な業務の委託に要する経費とする。</li> <li>⑦ 工事請負費 事業を実施するために必要な工事の外注に要する経費とする。</li> <li>⑧ 使用料及び賃借料 事業を実施するために必要な機器、器具のリース・レンタル、会議室の使用等に要する経費とする。</li> <li>⑨ 機械器具費 事業を実施するために必要な機械器具等の購入に要する経費とする。</li> <li>⑩ その他 上記のほか、知事が特に必要と認める経費とする。</li> </ul>	<p>1 / 2 以内 (補助限度額：10,000 千円)</p>

別表 2 (第 21 条関係)

区分	整備書類
令和 8 年度地域先導型林業イノベーション促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経費の支出を証明する書類</li> <li>② 機械管理規程</li> <li>③ 業者等により適切に整備されていると確認できる書類 (中古品のみ)</li> <li>④ 処分施設等の他の補助事業活用の有無及び処分制限期間が確認できる書類 (更新のみ)</li> <li>⑤ 測量野帳</li> <li>⑥ 人件費に係る証拠書類 (貸金台帳、日報、社会保険等に参加していることを証明する資料等)</li> <li>⑦ 現状値及び目標値が確認できる書類</li> <li>⑧ その他事業の実施に係る関係書類</li> </ul>

様式第1号（第5条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 プロジェクト名

2 事業費 円

3 補助金交付申請額 円

4 事業実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付資料

- プロジェクト計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 仕入れに係る消費税等相当額集計表（別紙3）
- 誓約書（別紙4）
- 見積書・カタログ

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出すること。

## 令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業 プロジェクト計画書

プロジェクト名	
計画者 (コンソーシアム名)	

### 1 事業概要

- ※ 本事業で実施するプロジェクトの目標を設定した上で、その目標をどのような手段で達成するのか記載してください。
- ※ 複数年で計画する場合は単年度、事業計画全体の目標達成について記載してください。

## 2 補助事業者の概要

### 【コンソーシアムの構成員一覧】

区分	事業者名	所在地	代表者 職氏名	担当する 事業区分	事業内容
構成員 1					
構成員 2					
構成員 3					
構成員 4					
構成員 5					

※ すべての構成員について記載してください。

## 3 事業の実施体制

※ プロジェクトの実施にあたっての企業・団体間の連携体制について、それぞれの名称や概要、役割がわかるように図などを用いて説明してください。その上で、各企業・団体内部での実施体制（担当部門等）についても併せて説明してください。

※ 複数年で計画する場合は、全体計画については概要を、補助対象年度については具体的に記載してください。（複数ページ可）

※ 現時点で未確定事項に関しては調整中等の注を併記してください。

## 4 事業の実施方法

- ※ 本プロジェクトについて、誰が、何を、どのような取組を行うのかがわかるように図、表等も活用し、詳細に記載してください。
- ※ 複数年で計画する場合は、全体計画については概要を、補助対象年度については具体的に記載してください。（複数ページ可）

## 5 事業の実施スケジュール

- ※ 複数年で計画する場合は、全体計画については概要を記載してください。
- ※ 補助事業期間内で完了するスケジュールを具体的に記載してください。（複数ページ可）
- ※ 時系列に従って具体的（いつどこで誰が何を、いつどこに何を設置、納品等）に記載してください。

## 6 事業の目標（短期・長期）

- ※ 補助事業期間内で達成しようとする目標、複数年計画の最終的に達成しようとする目標を記載してください。（複数ページ可）

## 7 事業における個別指標

### 【個別指標】

個別指標名	現状値 (単位)	目標値			備考
		事業完了 年度 (R8年度)	翌年度 (R9年度)	翌々年度 【目標年度】 (R10年度)	

- ※ 実施要領第4に基づく個別指標について、同要領別表2を参考に記載してください。
- ※ 現状値は、直近年または直近3か年の平均値のいずれかとしてください。

## 8 成果・地域林業に及ぼす効果

- ※ 補助事業期間内の成果、複数年計画の成果、地域林業に及ぼす波及効果について記載してください。（複数ページ可）

## 9 事業費

- ※ 概算事業費の積算を簡単な表で作成ください。

様式第1号（別紙2）

収支予算書

（1）収入

（単位：円）

区分	構成員1 (代表事業者)	構成員2	構成員3	構成員4	構成員5	合計
県補助金						
自己資金						
借入金						
その他						
合計						

※すべての構成員について記載してください。

（2）支出

（単位：円）

区分	構成員1 (代表事業者)	構成員2	構成員3	構成員4	構成員5	合計
人件費						
旅費						
報償費						
需用費						
役務費						
委託料						
工事請負費						
使用料及び賃借料						
機械器具費						
その他						
合計						

※すべての構成員について記載してください。



令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金に係る  
仕入れに係る消費税等相当額集計表

（単位：円）

事業者名	仕入れに係る消費税等 額と当該金額に地方消 費税率を乗じて得た金 額との合計(A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税等 相当額(A×B)	備考

- (注) 1 第5条第2項及び第10条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合に記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。  
 なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税の仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

（代表事業者）

所在地

事業者名

代表者職氏名

### 誓約書

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金の交付申請に当たり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

#### 記

- 1 コンソーシアムの構成員は、暴力団その他の反社会的勢力に該当しません。
- 2 事業内容は、公序良俗に反するものではなく、法令又は条例に違反するものではありません。
- 3 愛媛県補助金等交付規則、令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱、実施要領及び交付決定の内容及びこれに付した条件に従い実施します。
- 4 申請書類の内容に虚偽はありません。
- 5 県から報告又は書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じます。

様式第2号（第7条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業変更承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業を下記のとおり変更したいので、令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

(注)

1. 記の記載要領は、補助金交付申請書の様式に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の理由」とすること。
2. 本申請は、変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に对比できるように作成すること。

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第3号（第8条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業を中止（廃止）したいので、令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由	
2 中止の期間 (廃止の時期)	

(注) 不要な文字は、削除すること。

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第4号（第9条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業遂行状況報告書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)  
所在地  
事業者名  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業の遂行状況について、令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金 交付決定額 (円)	事業の遂行状況				備考
	令和8年12月31日までに 完了したもの		令和9年1月1日以降に 実施するもの		
	補助金(円)	出来高 比率	補助金(円)	事業完了 予定年月日	

様式第5号（第10条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった  
標記補助事業の実績について、令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進  
事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 プロジェクト名

2 補助対象経費 円

3 補助金額 円

4 事業実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付資料

- プロジェクト報告書（別紙1） ※プロジェクト計画書を実績の内容に更新したもの
- プロジェクトのPR版（実績概要が分かるPR資料（A4判1枚程度））
- 収支精算書（別紙2）
- 仕入れに係る消費税等相当額集計表（別紙3）
- 契約書（当初及び変更）
- 納品書又は引渡書の写し
- 完成写真
- 財産管理台帳【様式第11号】

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第5号（別紙2）

1 収支精算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
県補助金				
自己資金				
借入金				
その他				
合計				

(2) 支出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
人件費				
旅費				
報償費				
需用費				
役務費				
委託料				
工事請負費				
使用料及び賃借料				
機械器具費				
その他				
合計				

(3) 収入集計表

(単位：円)

区分	構成員 1 (代表事業者)	構成員 2	構成員 3	構成員 4	構成員 5	合計
県補助金						
自己資金						
借入金						
その他						
合計						

※すべての構成員について記載してください。

(4) 支出集計表

(単位：円)

区分	構成員 1 (代表事業者)	構成員 2	構成員 3	構成員 4	構成員 5	合計
人件費						
旅費						
報償費						
需用費						
役務費						
委託料						
工事請負費						
使用料及び賃借料						
機械器具費						
その他						
合計						

※すべての構成員について記載してください。



令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金に係る  
仕入れに係る消費税等相当額集計表

（単位：円）

事業者名	仕入れに係る消費税等 額と当該金額に地方消 費税率を乗じて得た金 額との合計(A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税等 相当額(A×B)	備考

- (注) 1 第5条第2項及び第10条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合に記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。  
 なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税の仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金について、令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第11条の補助金の額の確定額  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  
¥ \_\_\_\_\_
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
¥ \_\_\_\_\_
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
¥ \_\_\_\_\_
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)  
¥ \_\_\_\_\_

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第7号（第12条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金精算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金について、令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

(内 訳)

交付決定通知額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第8号（第14条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業既成部分検査願

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事

様

コンソーシアム名称

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、標記検査願を提出します。

記

プロジェクト名	
申請事業費（A）	円
出来高概要	
出来高事業費（B）	円
出来高率（B / A）	%

(注) 記入に当たっては、該当箇所のみ記入のこと。

様式第9号（第14条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金概算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金について、令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第14条第4項の規定に基づき、標記請求書を提出します。

記

一金 円也

(内 訳)

交付決定通知額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

残 額 金 円也

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第10号（第15条関係）

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業交付決定前着手届

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

コンソーシアム名称

(代表事業者)  
所在地  
事業者名  
代表者職氏名

令和8年度愛媛県地域先導型林業イノベーション促進事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 プロジェクト名
- 2 補助対象経費  
円
- 3 事業費  
円
- 4 着手予定年月日  
令和 年 月 日
- 5 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施設については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

## 財 産 管 理 台 帳

市町・大字名	事業実施年度				工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間	処分の状況		摘要		
事業名	事 業 の 内 容				着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日		承 認 年月日	処分の 内 容
	メニュー	事業主体	整備区分	施工箇所 又は 設置場所				事業量	国庫補助金	県 費	市町費					
愛媛県地域先 導型林業イノ ベーション促 進事業							円	円	円	円	円	年				
	計															
	計															
合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。